

エネルギー輸送ルートの多様化への対応に関する検討会設置要綱（案）

1. 設置目的

東日本大震災に伴う原発停止以降、我が国のエネルギー需給構造は大きく変化し、安定的かつ低廉なエネルギー調達が喫緊の課題となっている。

このため、北米からパナマ運河を経由したシェールガス輸送、北極海航路、豪州からの液化水素輸送等、エネルギー輸送ルートの多様化に対応した安定的な輸送を確保するため、我が国の技術・技能を活かした海運・造船分野の戦略的な取組を検討することが必要である。

そこで、当該取組を検討するための場として、エネルギー輸送ルートの多様化への対応に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する

2. 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる者で構成する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、検討会とは別に、構成員から個別にヒアリングを行うことができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、(1)の別紙に掲げる者以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

3. 座長

- (1) 座長は、国土交通副大臣をもって充てる。
- (2) 副座長は、国土交通大臣政務官をもって充てる。
- (3) 座長は検討会の議事運営にあたる。
- (4) 座長が不在の際は、副座長が議事運営にあたる。
- (5) 座長、副座長ともに不在の際は、海事局長又は海事局次長が議事運営にあたる。

4. 議事等の公開

- (1) 会議は、原則非公開とする。
- (2) 配付資料は、原則公開とする。非公開資料については「構成員限り」と明記する。
- (3) 議事は、個々の発言者名を伏せて要旨をまとめ、構成員の確認の上で公開する。

5. 庶務

検討会の庶務は、国土交通省海事局総務課企画室において処理する。

6. その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。